

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

1. 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率 ④ 将来負担比率

2. 財政の早期健全化及び財政の再生

4つの指標値（健全化判断比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を策定し、毎年度その実施状況について議会に報告し、公表しなければならない。

また、将来負担比率を除く3つの指標値（再生判断比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに「財政再生計画」を策定し、国及び県の強力な関与の下で、確実な財政の再生を実行していかなければならない。

3. 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業毎に資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

この指標が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

◆健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲◆

普通地方公共団体	一般会計等 一般会計 (※犬山市においては一般会計のみが該当)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	公営事業会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 うち公営企業会計 水道事業会計（法適） 下水道事業会計（法適） 犬山城費特別会計 木曾川うかい事業費特別会計	資金不足比率			
特別地方公共団体	一部事務組合・広域連合 愛北広域事務組合 愛知県後期高齢者医療広域連合 尾張北部環境組合				
	地方三公社 犬山市土地開発公社				